①国名	マラウイ共和国 Republic of Malawi (MW)
②名称	Ministry of Ｊｕｓｔｉｃｅ and Constitutional Affairs / Department of the Registrar General
③所在地	Fatima Arcade, Haile Selassie Road P.O. Box 100
④連絡先	（電話） (265) 182 7893 (FAX) (265) 01 788 153 / (265) 01 788 732 (E-mail) reg@registrargeneral.gov.mw (internet)
⑤組織の長	Head of Intellectual Property : Mr. Chikumbuso Namelo
⑥沿革	(1) 英国の保護領であったニヤサランドは、1964 年 7 月 6 日に英連邦における独立国となり、マラウイと称された。1966 年 7 月 6 日に現国名となった。 (2) 特許法は、1958 年 4 月に特許法 No.13、Cap.49:02 が施行され、1984 年 10 月 24 に ARIPO のハラレ議定書に加盟した。同議定書に基づき、1985 年法律第 9 号が改正された。 (3) 意匠法は、1958 年 4 月に意匠法 No.12、Cap.49:05 が施行され、1985 年法律第 9 号にて ARIPO のハラレ議定書に基づく改正が行なわれた。 (4) 商標法は、1958 年法律第 14 号、Cap. 49:01 が施行され、1987 年 8 月に法律第 18 号の改正施行の後、バンジュール議定書に 1997 年 2 月 12 日に加盟した。その後、2018 年法律第 2 号が 2018 年 10 月 24 日に施行された。 (5) 1993 年国民投票による複数政党制、1994 年大統領・議会選挙を経て、1994 年 5 月 16 日に憲法が公布された。WIPO に寄託されている憲法は、2010 年法律第 11 号であり、それによれば、知的財産についての規定はないが、第 28 条及び第 209 条に私有財産の保護が規定されている。
⑦所管	特許、意匠、商標

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示)
1970/6/11	1991/10/12			
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1964/7/6			
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ)
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2018/12/25	1978/1/24	1995/10/24	1995/10/24
ストラスブール	ウィーン	WTO		
1996/7/24		1995/5/31		

①国名	マラウイ共和国 Republic of Malawi (MW)					
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数				
		（内　外国出願）				
		（内　日本から）				
		（内　PCT ルート）				
	実用新案	全数				
		（内　外国出願）				
	意匠	全数				
		（内　外国出願）				
		（内　日本から）				
	商標	全数	658	644	682	571
		（内　外国出願）	658	644	682	571
		（内　日本から）	18	12	16	10
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数				
		（内　外国出願）				
		（内　日本から）				
		（内　PCT ルート）				
	実用新案	全数				
		（内　外国出願）				
	意匠	全数				
		（内　外国出願）				
		（内　日本から）				
	商標	全数	692	671	798	673
		（内　外国出願）	692	671	798	673
		（内　日本から）	24	15	16	17
	出典： WIPO IP Statistics					

⑫　組　　織

〈組織図〉

①国名	マラウイ共和国 Republic of Malawi (MW)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1985 年 4 月 1 日（1985 年特許法　法律第 9 号、Cap. 49:02）
	③地理的効力の範囲	マラウイ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国、ハラレ議定書締約国、特許協力条約（PCT）締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)　（特許法第 11 条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。願書は、出願人本人又は代理人が署名し、その通信宛先にはマラウイ国内を記載しなければならない。代理人は特許代理人登録簿に記載された者に限る。(特許法第 12 条(1)(c) 、(d)、第 67 条、第 68 条)
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	完全明細書提出日から 16 年。(特許法第 29 条) ただし、特許権者等が十分な報酬をえていない場合又はマラウイと外国との敵対行為により損害を被った場合、請求により裁判所が認めれば、通常 5 年間（例外的に 10 年間）延長される。
	⑨新規性の判断基準	国内公知公用、内外国刊行物 (特許法第 2 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	
	⑪非特許対象	(1) 自然法則に反する発明 (2) 食品又は医薬品に用いられる既知物質を混合する方法及び混合物。 (3) 法律或いは道徳には反する発明 (特許法第 18 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。方式審査、外国原出願との同一性及び非特許対象を審査する。 (特許法第 16 条、第 18 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。完全明細書として受理されれば公告される。
	⑯異議申立制度の有無	有。利害関係人は公告日から 3 月間に異議を申し立てることができる。異議申立では、新規性、進歩性、有用性、記載要件、明確性要件も異議理由となる。(特許法第 22 条)
	⑰無効審判制度の有無	有。 （特許法 50 条(1)）
	⑱実施義務	有。登録日から 3 年又は出願日から 4 年のいずれか遅い方までに実施しないときは、強制ライセンスの設定対象となる。　（特許法 37 条(1)） 食品若しくは医薬品又はそれらの製造方法若しくはそれらの使用と、外科用若しくは治療用の装置又はそれらの使用とは、強制ライセンスの対象となる。（特許法第 38 条）

①国名	マラウイ共和国 Republic of Malawi (MW)	
特許制度	⑲費用 単位　MWK (マラウイ・クワチャ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 500 MWK 公告料 150 MWK [特許権維持に掛かる費用] 4 年 － 6 年次　165 MWK(毎年)　14 年次　300 MWK 7 年 － 9 年次　180 MWK(毎年)　15 年次　350 MWK 10 年－11 年次　200 MWK(毎年)　16 年次　400 MWK 12 年－13 年次　250 MWK(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。
	備考	・ハラレ議定書により特許査定され、マラウイを指定国とする特許は、国内特許と同様の効力を有する。(特許法第 10 条(4)) ・PCT 出願は完全明細書でなければならず、マラウイでの完全明細書提出日（存続期間起算日）は、マラウイに提出された日とする。(特許法第 13 条、第 8 条(1))

①国名	マラウイ共和国 Republic of Malawi (MW)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1985年 4月1日（1985年意匠法　法律第9号、Cap. 49:05）
	③地理的効力の範囲	マラウイ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国、ハラレ議定書締約国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人。ただし、価値ある対価にとともに依頼して創作された意匠は、依頼者に帰属する。（法第7条(1)、第8条(1)）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	有。特許登録簿に掲載された代理人を任命すると登録官は全ての書類を代理人に送達される。場合によって登録官は出願人、所有者又はその他の個人の立会を求めることがある。（規則40(2)）
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に５年間を２回更新できる。（最長１５年） （法第15条）
	⑨新規性の判断基準	国内公知、国内刊行物
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	(1) 所有者による実施又は開示 (2) 所有者以外の者による善意の開示 (3) 繊維の意匠については、最初に秘密に注文した際の開示 (4) 秘密指定を検討する権限を有する大臣等に対する開示 (5) 著作権登録された著作物を著作者の許諾を得て出願した意匠。ただし、商業的に実施された又は著作者の許諾を得て実施された場合は新規性喪失の例外は適用されない。 （法第12条）
	⑪不登録対象	(1) 新規性及び独創性を有しない意匠（法第7条(2)） (2) 規則で定める文学的又は美術的性質を有する意（法第7条(2)） (3) 法律又は道徳に反する意匠（法第57条）
	⑫実体審査の有無	無。
	⑬審査請求制度の有無	無
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。（法第2条）
	⑯関連意匠制度の有無	有。（法第10条(1)）
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。（法第2条）
	⑱意匠分類	国際分類。ロカルノ条約締約国。
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。登録官及び利害関係人は、いつでも登録官に、不登録対象であることを理由として、登録の取消を請求することができる。 （法第25条）

①国名	マラウイ共和国 Republic of Malawi (MW)	
意匠制度	㉒無効審判制度の有無	有。被害者は、登録簿の記載変更又は削除を求めて、裁判所に出訴することができる。(法第 24 条)
	㉓登録表示義務	無。登録表示の義務は無いが、登録表示が登録番号とともに添付された意匠についてのみ、侵害訴訟で損害賠償を得ることができる。(法第 16 条(1)) 登録表示が無くとも、差止訴訟は提訴できる。(法第 16 条(2))
	㉔費用 単位　MWK (マラウイ・クワチャ)	[出願から登録までに掛かる費用] 繊維以外の出願料　120 MWK(1 意匠) 繊維の出願料　50 MWK(1 意匠) [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 (規則には記載がありませんでした)
	㉕料金減免措置の有無	無。
	備考	・ハラレ議定書で登録された意匠は国内意匠と同様の効果を有する。(法第 7 条の 2) ・登録意匠には(意匠の複製の意味で)著作権が与えられる。(法第 14 条(1))

①国名	マラウイ共和国 Republic of Malawi (MW)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2018年10月24日施行（2018年商標法No.2、Cap.49:01）
	③地理的効力の範囲	マラウイ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国、バンジュール議定書締約国、マドリッドプロトコール締約国
	⑤商標法の保護対象	商品標章、役務標章、証明標章、団体標章、地理的表示（法第1条）
	⑥商標の種類	文字、図形、記号、数字、色彩及びこれらの組み合わせ。視覚によらない標識は明瞭、正確、分かりやすく客観的に十分説明され、商品・役務が他者のそれと識別できること（法第2条、第17条）
	⑦出願人資格	標章を使用する者（自然人、法人）
	⑧権利付与の原則	先使用主義。継続して使用する先使用者の権利制限及び先使用者の出願への異議は認められない。（法第14条（1）、(3)）
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。マラウイ国外に住所又は主たる事業所を有する出願人は資格を有する商標代理人を選任しなければならない。（法第74条(2)）
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。（法第11条(1)(b)、第24条）
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無。
	⑭不登録対象	(1)　識別力の欠如する標章 (2)　一般名称のみからなる標章 (3)　公序良俗に反する標章 (4)　原産地、品質、特徴について需要者に誤解を与える標章 (5)　国、政府間組織、国際機関等の名称、紋章、旗などと同一、模倣又は要素としてこれらを含むもの。ただし、管轄当局が許可しているものは除く。 (6)　他者の商標・商号の商品・役務と同一又は類似し、当該商標等を使用することで当該他者との関連性を惹起する商標又は当該他者の利益が害される可能性のある商標 (法第8条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。他者の周知な商標・商号の商品・役務と異なっていても、当該商標等を使用することで当該他者との関連性を惹起する又は当該他者の利益が害される可能性のある商標は登録されない。（法第8条）
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	審査の有無及び審査事項	無。
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

①国名	マラウイ共和国 Republic of Malawi (MW)	
商標制度	㉑出願公開制度の有無	有。出願され、手数料が納付されれば速やかに公開される。方式審査に反する場合はその旨が公報に併記される。(法第 9 条)
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公開日から 30 日以内に異議を申し立てることができる。(法第 10 条)
	㉓無効審判制度の有無	有。利害関係者は登録官に登録抹消又は変更を請求することができる。 (法第 28 条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。継続して 5 年以上の不使用を理由として、利害関係者は取消請求することができる。(法第 25 条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)。(法第 18 条)
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。(法第 20 条(2)) ただし連合商標は一括して移転しなければならない。(法第 21 条)
	㉘費用 単位　MWK (マラウイ・クワチャ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 (情報が得られませんでした)
	㉙料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)
	備考	・登録官は同一所有者の複数の商標が所定要件を充足すれば連続商標(第 19 条(3))又は連合商標(法第 21 条)を設定することができる。 ・バンジュール議定書出願はマラウイ商標局に通知後、国内商標出願と同様に取り扱われる。(第 3 附則 4) ・マドリッドプロトコール出願は、国内移行後、国内商標出願と同様に取り扱われる。(第 4 附則 8)